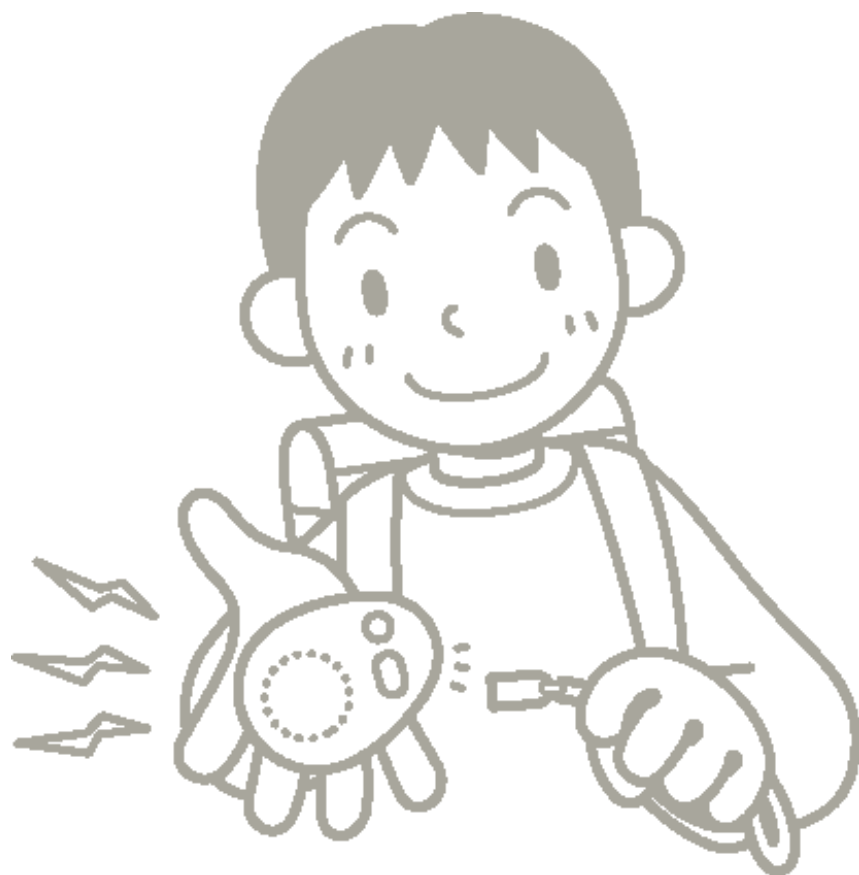


児童の安全の確保 について



1. 本校の警備体制について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

1 登校時

- (1) 原則として朝の開門は7時45分（正門のみ）からです。
- (2) 登校時、下校時ともに正門のみを開放します。緊急時や特別な場合のみ南門を開放します。
なお、児童へは登校時刻等について、次の点にご留意ください。
 - * 通常の授業時は、8時～8時25分の間に登校させてください。
 - * 正門を使用してください。
 - * 遅刻して門が閉まっている場合は、インターホンを鳴らしてください。
 - * 遅刻する場合は学校に電話連絡してください。
 - * 大幅な遅刻の場合は、保護者の方と一緒に登校してください。

2 授業時・休憩時

- (1) 正門は施錠しています。
- (2) 来校者や遅刻した児童がインターホンを鳴らすと、職員室でチャイムが鳴るので、その場合は、来校者等を確認のうえ、用件を聞き、正門横の通用口から案内します。

3 下校時、放課後

- (1) 大勢の児童が下校する際には警備員が正門を開けますが、それ以外は正門横の通用口から下校させます。
- (2) 来校者についても同様です。

1. 来校者等の受付について

1 インターホンが鳴り、確認すると児童であった場合

- (1) 児童に正門横の通用口を利用するよう指示させていただいたうえで、警備員または職員で解錠します。
 - * 児童と一緒に部外者が入らないように確認します。
- (2) 職員室で確認後、教室又は授業に向かわせます。

2 インターホンが鳴り、モニターを確認すると児童以外であった場合

- (1) 来校者の名前と用件を確認します。
- (2) 来校者の様子が不審な場合は、すぐに校長または教頭に連絡し、指示を仰ぎます。
- (3) 特に問題がないような場合は、解錠いたします。
 - * 一緒に部外者が入らないように確認します。
- (4) 必要に応じて、訪問場所に案内するなど対応いたします。

- 3 保護者については、入学説明会で、入校証ストラップを各家庭に 2 組ずつ配付いたしますので、それを着用してください。



3. 校内巡視と危機管理体制について

1 校内巡視等（教職員が不審者を早期に発見するために）

- (1) 万一の際に他の教職員に非常事態であることがわかるよう、登校後から下校するまでの間は、必ず「防犯ベル」または「笛」を携帯しています。もし、何か危急の事態が生じた場合は、ベルをならし続けて、近くの教職員に知らせます。緊急時の場合は火災報知器を鳴らします。
- (2) 本校教職員であることが誰にでもわかるよう、校内では職員名札を着用しています。
- (3) 原則として休憩時間は、児童の監督とともに、自分の近くに不審者等がないかどうか、意識的に確認するよう努めています。

2 緊急連絡について

危急の事態など、全保護者に連絡する必要がある緊急の場合のみ、原則、次の方法で連絡させていただきます。

- (1) 学校からの緊急メール配信…メール登録されている保護者様には、学校より配信いたします。
- (2) メール登録されていないご家庭には、危急を要する場合のみ教職員で分担して電話連絡いたします。

3 その他、定期校外巡視等

- (1) 地域の方々に「こども110番の家」の協力依頼や登下校中の事故等に関する学校への情報提供等についての依頼を実施しています。
- (2) 見守り隊の方が登下校の巡視を行っています。

緊急時には、校長が危険性を判断して下校の方法を決定し、保護者に知らせます。

※以上の要綱は、本校の危機管理マニュアルに準じています。

4. 「暴風警報」「大雨特別警報」発令時の対応

〈自然災害への対応〉

(1) 午前7時の時点で、「大阪府全域」「泉州地域」または「高石市」に、「暴風警報」「暴風特別警報」または「大雨特別警報」が発令されている場合

⇒ 終日休校

※午前7時～午前8時30分の時間帯で登校までに発令された場合も休校となりますが、すでに登校している場合は引き渡し下校となります

※午前7時以降、警報が解除されても、その日は1日休校といたします。

(2) 登校後に、「大阪府全域」「泉州地域」または「高石市」に、「暴風警報」「暴風特別警報」または「大雨特別警報」が発令されている場合

⇒ 発令時点で引き渡し下校

※ 引き渡し下校はお迎えがこられるまでは学校の教員と待ちます。

※ 「あおぞら児童会」へ入会の方は、時間帯によって学校あるいはあおぞら児童会で対応します。

※ 緊急連絡メールを使用して、保護者の皆様にご連絡させていただきます。ただし、メール配信等できない状況の場合は、上記のように対応してください。

※ 詳しくは、学年当初に配布されるお手紙をご覧ください。

4月に「引き渡しカード」を配布いたしますので、ご記入のうえ、ご提出ください。

その他、授業時間中に災害が発生した場合は、児童の安全を第一に、緊急措置をとることがあります。

※措置についての留意事項

1. 学校が休校のときは、「あおぞら児童会」もお休みです。
2. 「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」等は対象になりません。



地震対応マニュアル

高石市の震度	地震発生時の場所別対応ガイドライン			連絡方法
	学校	登下校中	自宅	
高石市で 震度5弱 以上	<p>○授業打ち切り</p> <p>○児童は学校待機</p> <p>○保護者の迎えのもと下校（緊急時引き渡し下校）</p>	<p>○最寄りの安全な場所に避難</p> <p>○状況をみて自宅へ帰る。（可能なら自宅へ連絡し、その場に迎えに来てもらう）学校が近い場合は学校へ。</p> <p>○途中で、お家の人の迎えがあった場合は家に一緒に戻る（その旨を学校に連絡）</p>	<p>○自宅待機</p> <p>○付近の避難所等に避難</p> <p>○学校から連絡があるまで登校しない</p>	<p>○テレビ・ラジオなどで震度5弱以上の報道</p> <p>可能であればメールで各家庭に連絡</p>
高石市で 震度4 以下	<p>○授業打ち切りの可能性有り（教育委員会と協議の上）</p> <p>※その場合は、児童は学校で待機し、引き渡し下校</p> <p>○震度や状況によっては平常授業</p> <p>○校区の安全を確認後、通常下校または教師の引率のもと一斉下校</p>	<p>○最寄りの安全な場所に避難</p> <p>○状況をみて自宅へ帰るかそのまま登下校</p>	<p>○自宅待機</p> <p>○状況に応じて対応</p>	<p>○テレビ・ラジオなどで震度4の報道</p> <p>可能であればメールで各家庭に連絡</p>

※メール配信・電話連絡ができない状況にある場合は、マニュアルに従い対応をお願いします。

また、地震時だけでなく、引き渡し下校を行うことがあります。

- ① 暴風警報・暴風特別警報・大雨特別警報（登校後の発令）
- ② 近隣での事件
- ③ 感染性胃腸炎による学級閉鎖

★緊急時の引き渡し下校について★

緊急時の引き渡し下校は、道路状況の安全が確保されていない、大きな余震や暴風災害が続くであろうことが予想され、子どもだけで帰宅するのは危険であると判断した場合に行います。

- (1) 原則、保護者が学校に迎えに来てください。(車は禁止)
 - (2) どうしても保護者が迎えに来ることのできない場合には、引き渡しカードに書いてある方のみとなります。
 - (3) 保護者または引き渡しカードに書いてある方が迎えに来られない状況の場合には、児童は学校で待機させます。(学校では職員が付き添って、迎えに来られるまで待ちます)
- あおぞら児童会の児童はあおぞらに集合します。あおぞらが閉鎖の場合は、緊急時の引き渡し下校時の対応となります。

★つなみ警報発令時について★

津波警報が発令された場合、市内のほとんどの学校の児童生徒や住民の方は、高石市役所(鴨公園)へ避難しますが、本校については一次避難所を「清高小学校」としています。実際の場合も清高小学校ですが、状況によっては、二次避難場所をさらに高台に向かって移動することがあります(取石小学校、取石中学校など)。児童の保護者等への引渡しは、津波警報が解除されてからとなりますが、最終の避難場所が、清高小学校であるとは限らないことをお知りおき下さい。

※学校を離れて避難する場合は、児童は名札を着用します。

- (1) 連絡が全く取れない場合(停電や携帯電話が使えない状況)は、学校からの連絡がなくても保護者が迎えに来てください。下記の「緊急時の引き渡し下校について」の対応となります。
- (2) 余震などが続き、学校から登校の有無やその後の予定の連絡ができない状況の時は、校門前等にビラを貼り連絡を行うこととなります。
- (3) 登下校中に地震が発生した場合は、最寄りの安全な場所に避難することとなります。「高石っ子を守るお家」等、避難する場所をご家庭で話し合ってください。
- (4) **災害時の171 災害伝言ダイヤル**
「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生をする。
30秒以内の伝言を録音・再生できます。

★一斉集団下校について★

一斉集団下校は、緊急時ではあるがある程度の道路状況や安全が確保されている場合に行います。

- (1) 一斉集団下校を行う場合は、緊急連絡メールで連絡します。職員が通学路をパトロールし安全に帰るよう指導します。また、校区内の危険個所にも立ち、児童の安全を見守ります。
- (2) 帰宅した児童が家に入れられない場合等は、学校までもどるよう指導します。(その後は緊急時の引き渡し下校時の対応となります)

地震時だけでなく、台風時や不審者情報が流れた場合にも状況に応じて行う可能性があります。

引き渡しカードの「児童をお迎えに来られる方」の名前をメモとしてご記入ください。

--	--	--	--

※カードに記入された方以外の方に、引き渡すことはできません。

※メールの登録がまだのご家庭は、早急に手続きをおねがいします

★不審者について★

お子さんが、不審者にあった場合、すぐに学校か保護者（不在であれば知り合いの大人等）に連絡するようにお子さんに徹底してください。保護者がお子さんから聞いた場合、まず、すぐに警察（高石警察署:TEL265-1234）に連絡するようにしてください。早ければ早いほど巡回して不審者を捜すことができます。

※「大阪府警察安まちメール」で検索し、登録しておきますと、不審者情報を取得できます